

1. 総論

本章は、大学の管理運営に関して各種委員会の機能発揮がいかなるレベルのものであるのか、という問題設定に答える形で自己評価を行なった。報告書を作成するに当たっては、当該の委員会の日常的な運営に関して、各学科がユーザーサイドから評価を与える相互評価意見を先ず募り、それを承ける形で報告書が提出された。したがって、各学科からのユーザーサイド意見は、そのまま本章には記載されず、内部文書として今後活用されることになる。

ところで、それらの意見の中には、個別具体の委員会に関する評価もあれば、一般論としてのものも多い。本学はいま、急速な規模の拡大と組織替えという一般的な趨勢、平成9年度からの学科別入試導入により、意思決定方法の制度的改善を迫られていて、委員会組織の見直しを行う必要は急であり、寄せられた意見の中には今後の論議の方向付けに有意義なものが多い。

そもそも委員会なるものは、教授会のような全体会議では決められないような個別案件をそれぞれの関係者が相いより、調整協議し、時には原案を教授会に提出するものである。その際、委員会委員と選出母体の学科との間には、(1)学科の利害の立場にたつて学科の意見を各種委員会に反映させる役目を負う場合と、(2)全学的な立場にたつて、独立した意思決定者として活動を行う場合とがある。後者にあつては、委員は学科との連絡役でもなければ、学科の利益代表でもない。

各学科から寄せられた意見をみると、学内における各種委員会の数が増加傾向にあることをほぼ全ての学科が指摘している。実のところ、教官の業務負担は、通常の授業負担のほか教官採用人事、各種施設運営業務などがあり、委員会の増加は、大学全体において、資源としての時間や、精神的エネルギーの浪費にもつながる。

従来、本学においては、教授会での委員選出が一般的であった。この方式は確かに民主的である反面、負担の不均等をもたらしやすい。そのため、学科推薦・教授会承認方式を多くとり入れることにより、負担の均等化を図っている。

もちろん一方では、学科推薦方式によって起きる問題点に対する配慮も必要である。そうした中であつて、「委員会制度の抜本的見直し」が叫ばれ、「特定委員会に権限が集中しないのであれば、委員会を整理統廃合する」必要が大となる。またその限りにあつて、「これまで以上に各委員会に権限を与え、分権化を図り、効率的な意思決定を目指す」必要も指摘されている。

具体的には、所轄事項が類似しているものや、事務量がそれほど増大しないと考えられる場合は、委員会を対等合併させたり、従属合併させたりなどの方策が今後真剣に討議されなければな

らないのである。

一方、全学的な組織の拡大に対処するべく、所属学科の利害から独立して、各種委員会の決定を全学的に周知徹底させる、広報などの情報提供手段をより広範に利用する必要があることも同時に指摘されている。

こうした観点にたって、以下の各種委員会自己評価を読解して戴ければ幸いである。

予 算 委 員 会

1. 委員会発足の経緯

本学の将来計画及び予算に関する重要事項を審議するため、昭和47年4月1日制定により「予算・計画委員会」が発足し、審議事項として下記の4事項が対象とされた。

- (1) 本学の教育研究の制度に関する事項
- (2) 本学の施設に関する事項
- (3) 概算要求に関する事項
- (4) 学内予算の配分に関する事項

平成5年4月より、予算に関する事項のみを審議するため「予算委員会」が設置され、「予算・計画委員会」は平成5年3月31日をもって廃止された。これは、平成3年度改組が一段落し、従来の委員会組織のあり方について再検討を行ったが、その結果の一つである。すなわち、従来の「予算・計画委員会」は審議の効率化を図るため「予算」と「計画」を分離し、予算関係のみを所掌する委員会として「予算委員会」が設置された。因みに、教育研究の制度に関してはその対象事項により、将来構想委員会、学科長会議あるいは教務委員会等でそれぞれ審議し、施設に関する事項は施設整備委員会が所掌することとした。

各委員会は教授会直結の独立委員会とし、最少必要限度の委員数により構成され、委員会の成立要件が得られやすいように配慮した結果でもある。

2. 委員会設置時の目的と理念

「予算委員会」では、

- (1) 概算要求に関する事項
- (2) 学内予算配分に関する事項
- (3) その他予算に関する重要な事項

について、学内各学科系、部局等からの要求を、概算要求については教授会への原案作成を、その他の要求事項については大学としての要求の選定を、また学内予算配分額の教授会への原案作成を行なうことを目的とする。

これらの原案作成及び選定にあたっては、教育、研究、将来構想あるいは管理運営上の問題点を踏まえ、適正かつ効率的に検討することを基本理念とする。

3. 委員会の機能

本委員会は、文部省への概算要求を含む諸要求に関しては、各学科系、部局等から要求された内容を整理、審議しその事項の選択、順位、要求額等について原案を作成し、教授会に提案する。また、学内予算配分については、教官研究費、教官関連経費、共通経費、特別経費、その他の経費等について、財源を明確にし、適正な配分を行うよう原案を作成する。さらに、予算の要求、配分等で検討すべき事項がある場合は、その都度審議を行い、教授会等に提出すべき案件については、その原案の作成を行う。

4. 委員の構成

委員長	学長
副委員長	各学科系選出教官 6 名の中から 1 名選出
委員	図書館長、学生部長、保健管理センター所長、短期大学部部長、 事務局長、各学科系選出教官 6 名（合計12名）

（その他）

本委員会内に、慣例として小委員会を設置し、学内配分等について予算委員会で審議すべき資料作成にあたる。小委員会の構成は 3 名からなり、委員長に本委員会副委員長が、委員 2 名は各学科系委員より本委員会で選出される。

5. 委員会の今までの主たる業績

[平成 5 年度]

- (1) 概算要求事項については、原案の作成（教授会で成案）
- (2) 一般設備費、特定研究経費、教育方法等改善経費についての要求事項の選定
- (3) 学内当初配分（案）の作成（教授会で成案）
- (4) 学内追加配分（案）の作成（教授会で成案）
- (5) 教官研究費配分方法の再検討

以上について本委員会を 5 回、小委員会を 9 回開催した。そのうち、(5) については本委員会 1 回、小委員会 5 回を費やし、予算委員会としての基本的な考え方について各学科系に検討を

依頼した。

[平成6年度]

- (1) 概算要求事項について、原案作成（教授会で成案）
- (2) 一般設備費、特定研究費、教育方法等改善経費についての要求事項の選定
- (3) 学内当初配分（案）の作成

平成5年度からの継続審議事項である教官研究費配分方法の再検討について、なお検討を必要としたため、平成6年度限りの配分原案を作成し、それに基づき当初配分案を作成した。

（教授会で成案）

- (4) 教官研究費配分方法の再検討（平成5年度からの継続）

以上について、予算委員会を6回、小委員会を6回開催した。

6. 委員会機能の目的充足度

本委員会の機能は概ね充足されていると判断する。ただし、平成5年度から継続審議されている教官研究費配分方法の再検討については成案が得られていないが、平成3年度の改組以前からの諸問題と以降の教官組織の変更に伴う問題が存在するために、解決にはある程度時間がかかっても止むを得ない。委員会として十分審議し、平成6年度内にはよりよい成案が得られるように努力したい。

7. 機能発揮の障害要因とその打開策

学科系選出委員は大局的な立場から審議にあたる姿勢が求められる。しかしながら、学科系の利益代表であることも否めない。この兼ね合いの難しさは、上記6で触れた“結果が直接学科系にはね返るような問題”については特に顕著に表れる。また、委員はその場で学科の代表として判断することが困難であることも多い。さらに委員が交代したりあるいは代理出席せざるを得ないような場合の委員同士の意志疎通あるいは発言の整合性についても問題なしとは言えない。微妙な問題については委員の個人としての考え方の差が結果として学科系としての主張に一貫性を欠くことになる。これらは場合によっては混乱と時間の空費の要因となるので、改善すべきことである。この種の問題は各委員会に普遍的なものであるかもしれないが、特に予算という重要課題を抱える本委員会としては、配慮しなければならない問題である。委員は情報伝達に特段の

注意を払うと共に、大学全体の立場から判断することが必要である。

8. 意見・批判吸収の機会ならびに組織

本委員会への意見・批判等の吸収の機会については、各学科系、各部局、及び事務局から委員がでており、意見開陳の機会は保障されている。また、必要に応じて学科系等に意見を求め、それらを本委員会に反映させている。さらに、全予算の枠組み及び教育・研究に直接関わる事項については、教授会の審議を必要とするため、大学全体としての意志決定機構は確立されていると判断する。

9. 他諸機関との機能重複の有無とその調整方法

本委員会の性格上、機能重複という事例は殆どないが、各種委員会から教授会に提出される案件について事前に予算委員会で検討し調整することが望ましい場合がある。すなわち、それら案件が経費を伴う場合には、その財源措置について予算委員会との事前調整が必要である。しかし、往々にしてその事前の連絡、調整が欠落する場合があり、本委員会として事後対応に苦慮する結果となる。従って、各委員会においては、財源措置を必要とする案件策定に際しては事前に予算委員会と協議することを要請しておきたい。

教 務 委 員 会

は じ め に

ここでは、教務委員会の活動を歴史的に跡付けるというよりは、本委員会が現に抱えている諸課題の問題点をできるだけ正確に整理することに的を絞った。これが、本来錯綜した性質を免れない教務的諸課題全体を見通す手掛かりとして、今後の委員会活動の一つの拠り所となることを願っている。

本委員会は、その性質上目前の課題処理に追われることが多く、委員会活動を、常に諸課題全体の見通しの中で方向づけて行くことは必ずしも容易ではない。今年度の活動についてもその憾みは残る。山を為す新旧の諸懸案を前にして、求められているのは、各年度の委員会を越えた真に継続性ある課題遂行なのだ、という思いを新たにしている。

このように諸課題を正確に記録しようとすることは、まさに本来の意味での自己点検・評価の営みであり、また学内外への本委員会の正直な自己紹介ということにもなる。

1 委員会の発足の経緯

2 委員会設置時の目的と理念

3 委員会の機能

[1～3を一括して扱う]

すでに20数年にわたって準拠されてきた現在の教務委員会規程（昭和47年改正）によれば、本委員会の任務は「教務に関する事項」を審議するところにあり（第1条）、この「教務に関する事項」とは、(1) 教育課程、(2) 学科・課程への所属、(3) 授業計画、(4) 授業と試験、(5) 行事予定、(6) 社会教育講座、(7) その他、に関する事項のことである（第2条）。[5. で主な委員会活動について説明する。(1) 教育課程については9. で若干触れる。]

これら一連の課題を見ても（(1) 教育課程を除いて）、本委員会の任務が本学における教育全体のプラン作成とその遂行にあることは明らかである。すなわち、本委員会は学生の就学の実現に対して直接的責任を担っており、このために諸課題をとりわけ実務的に処理することが要請されている。この意味において学生の利益に直結する問題が多いだけに、本委員会には常に迅速、周到かつ柔軟な対応が求められている。

また生涯教育の重要性が叫ばれる今日、「公開講座」等の形で大学の社会的責任の遂行に当たることも、本委員会の重要な任務となって来ている。

4 委員の構成

本委員会は学生部長および各学科から選出された6名の教官（2年任期）を以て構成される。6名の教官から互選で委員長を選出する。またあらかじめ委員長代行を置くことができる。

5 委員会の今までの主たる業績

上述のとおり、本委員会は教務的諸課題の実務的処理を主たる任務としており、通常制度の大幅な変更等を伴う大きな問題は取り扱わない（このような場合、別に「部会」を設けたことがある）ので、特筆大書すべき業績を列挙することは難しい。しかし、「学生の就学の実現」に直接責任を持つ本委員会の活動の変遷を一瞥すれば、本委員会が1960年代後半以降のいわゆる大学の大衆化に伴う大学教育の大きな変動のうねりに常に直接身を晒し、しばしばその困難な対応を迫られて来たことがわかる。この意味において、その対応自体が十分なものであったか否かはともかくとして、今日までの夥しい数にのぼる錯綜した実務的諸課題への対応とその処理の総体が、本委員会の業績であると言えよう。

以下にここ10年間の主な委員会活動を紹介してみたい。

A 主なルーチンワーク

主な恒常的課題としては①学科・課程への所属②授業計画③行事予定が挙げられる。しかし恒常的な課題といっても、それぞれ必ずしも機械的には処理できない問題点を抱えている。

① 学科・課程への所属

現在は「成績+志望」を基準に決定しているが、成績を優先しているため第一志望の者が成績の良い第二志望の者によって排除されることもしばしばあり、決定に当たってこの「玉突き現象」が常に問題となる。現状ではこれと言う妙案が見付からないまま若干の微調整をするに留まっている。

平成9年度以降に学科別入試が実施されれば、確かにこの問題は理論的には消滅しよう。しかし逆に柔軟な転科の仕組みを工夫する必要が生じて来るかもしれない。学科別入試の結果、学科毎の教育が専門的一貫性を強化すればするほど、逆に多様なニーズを制度的にいかん保証して行

くのかという問題がますます重要な意味を帯びて来るものと考えられ、この「転科」の問題もその重要な一環を成すはずだからである。

② 授業計画

通常は各学科の計画に従って機械的に処理される。しかし転任教官、新任教官、非常勤講師等の問題が絡むので時間の掛かる作業となり、年間を通じて何らかの微調整を迫られることがしばしばである。

③ 行事予定

従来結果的にはほぼ事務サイドが作成したプランを追認する形で決定されてきたが、授業期間と自己研修期間（休暇期間）のバランスをめぐる常に見解の対立があった。今年度の委員会ではこの点について一歩前進を見た（後述）。

B 新しい諸課題

① 海外での取得単位の認定

1986年（昭和61年）に「学生の留学に関する細則」が制定され、本委員会が学生が海外の大学で取得して来た単位を認定することになった。特例としてアメリカのニューヨーク州立大学バッファロー校での英語の夏期講習への参加の場合にもこれに準じた扱いが認められた。しかしいくつかの提携大学ができて長期留学生が増え、また短期語学研修についても英語圏の複数の大学の夏期講習への参加者が現れ、さらには英語以外のいくつかの外国語についても講習参加者が急激に増えてきている現在、単位認定の仕組みの一層の整備が求められている。第一に提携大学の設置科目と本学のそれとの対応関係が明確にされているべきである。現状ではその都度検討されるに留まっており、そのため学生が留学に先立ってあらかじめ履修計画を立てることはできない。第二に短期語学研修についても、講習の行われる国、また同じ国でも大学によってその内容、成績の評価基準に相違がある。できるだけ速やかに統一的基準を設け、認定態勢を整えるべきである。第三に認定に至るプロセスも整備すべきである。すなわち以下のような認定作業の手順とタイムスケジュールが確立されるべきである。

- (1) 長期・短期留学生に対して留学係（将来はインターナショナル・ラウンジ）を通して履修・単位取得に必要な情報を与える。

必要な情報：本学の科目と派遣先の科目との授業時間数・内容・評価基準についての対応関係
伝達時期：応募の段階、派遣手続きの段階で再確認

※ 英語の短期研修で派遣先がTOEFLを実施していない場合には、渡航前に受験手続きをし帰国後なるべく早い時期に日本国内で受験するよう指導することが重要である。

- (2) 10月中に単位認定手続きを終了させる。〔主体：教務係〕
- (3) 11月中に認定作業を実施する。〔主体：教務委員会。短期語学研修については言語センターに当該学生の成績の提出を求める。長期留学については教務委員長及び関連学科の教務委員が認定作業に当たる。必要に応じて当該科目担当教官の支援を仰ぐこともある。〕
- (4) 教務委員会で認定の可否を最終決定する。

※ (2) (3) (4)の手順は、夏期休暇中の短期語学研修生、および4～9月半期留学生についての作業内容とタイムスケジュールである。これ以外の期間の留学者（将来的には、冬期休暇中や春期休暇中の短期語学研修生）についても、これに準じた処遇をすべきである。

② 授業の半期制

1987年（昭和62年）から検討を開始し、1988年（昭和63年）に実施案がまとまり、1989年（平成元年）から実施に移された。

一応の定着を見ているが、その利用の仕方は学科によって、また同一学科でも年度によって相違がある。中間試験が無益との意見もある。集中的習得の利点が評価される一方で、半期2単位科目の新設によるコンパクト化を求める声もある。半期制それ自体は、留学生受け入れ等との関連で積極的に取り組むべき課題であろう。いずれにせよ受講者からのフィードバックにも留意しつつ、教育課程全体の検討の中でその意義・効用を見極めて行く必要がある。

③ エバーグリーン講座

1987年（昭和62年）に開始されたこの講座は、本学OBを講師として迎え、その豊富な実務的経験を吸収するところに狙いがある。関連科目の講義に組み入れる形で行われているが、部分受講を望む声もある。担当教官との連携の在り方、無報酬であること、単位化の問題、テーマ次第でOB以外の講師の招請を望む声等々、まだ未解決の問題を残している。

④ 公開講座

生涯学習の重要性が叫ばれる気運の中で、本学が開講する公開講座は質・量ともに年々充実してきている。本学の外国人教官によるいくつかの会話コースが恒常的に開講され、また本学と室蘭工業大学とのジョイント講座も目新しい試みである。今年度（1995年度）は日本の「戦後50年」を振り返る時宜を得た講座も開講される。

⑤ 科目等履修生制度

今年度新たに制定された制度で、従来の聴講生制度を拡充・発展させて、個別科目の履修を認めることによって学習意欲のある社会人に広く大学の門戸を開くことを主眼としている。これによって大学中途退学者や高校卒業者は、必要に応じて単位を取得することができるようになった。

ただし受講料は安くない。

当該科目の担当教官の了承に基づいて本委員会が履修を承認する。すべての科目が履修の対象となり、また個々の履修者のケース・タイプも多様であろうから、制度の定着までにはある程度の時間を要するものと考えられる。

⑥ 新設科目

1991年（平成3年）から1992年（平成4年）にかけて、改組に伴ってほとんどの学科・系で多くの科目名が変更され、また新設科目が誕生した。92年には日本語が正規の科目になり、また今年度は設置の要望が強かった朝鮮語が新設されることになった。

C 懸案事項

① 行事予定の改善

本学の行事予定において、授業期間と自己研修期間（休暇期間）とのアンバランス、および夏季休暇後の2週間の授業とその後の試験期間の非効率性が指摘されてすでに久しい。特に夏期休暇は、学生の様々な研修等への参加の点から言っても、また教官の研修への参加（国内・国外とも9月に跨がる学会・セミナーが少なくない）の点から言っても、時間的にあまりにも窮屈であった。同じ理由から教官側にも自ら夏期講習の類いを試みる余裕は無かった。もちろん夏期休暇前に試験を行う方が知識集約上はるかに効果的である、という主張には十分な道理があった。

今年度の教務委員会はすでに10月からこの問題に取り組んだ。10回に及ぶシミュレーションや事務サイドとの慎重な摺合せの結果、新行事予定案の実施を妨げる決定的な阻害要因は見当たらないと判断し、成案を各学科の審議に委ねた。

しかし、言語センターから、夏期休暇前の前期定期試験の実施により短期語学研修参加者が著しい不利益を被る可能性がある、との理由で強い反対意見が寄せられた。本委員会では、当初、短期語学研修が教授会の承認を要する重要な全学的事業でもあり、この点につき広く教官各位の協力を得て克服出来るものと判断していた。しかし本委員会では、この反対意見を重く受け止めて再検討した結果、以下の諸点を確認しつつ、新しい行事予定の実施を1年延期することに決定した。

- (1) 全学的に新行事予定案そのものの基本的考え方に対する反対意見はない。
- (2) 短期語学研修は、年々参加希望者が増加し、語学教育はもとより国際感覚の育成や本学留学生との交流の上でも少なからぬ波及効果を示しつつあり、本学の将来的発展にとっても重要な全学的事業である。
- (3) 従って新行事予定はこの事業との両立の道を模索すべきである。具体的には、言語センターが新しい枠組と調和する8～9月の語学研修の機会を、1年がかりで提携校その他に見いだすのを待つべきである。

- (4) 従来、学期中の語学研修への参加が公的に容認されていた（ニューヨーク州立大学バッファロー校のケース）が、新行事予定においては原則的にこれは避けるべきである。
- (5) 新行事予定においては、短期語学研修が通常8月1日に始まることを考慮し、参加対象となる2年生以上は7月25日前後には前期定期試験を終えているべきである。このため学期初めの2年生以上の授業開始を数日繰り上げ4月5日前後とする。
- (6) 長期にわたる全学的な議論を踏まえた今回の新行事予定案は、1年後速やかに実施できるよう細部にわたる再点検・再検討をした上でそのまま次期教務委員会に引き継いでもらうこととする。

② 大人数教育の改善

本学は、専門のゼミと一部一般教育科目の小人数クラスを例外として、依然として大人数教育中心の教育体制に留まっていると言わざるを得ない。本委員会では、今年度教室環境についてのアンケート調査を実施し、その際大人数教育問題の一打開策としてテクノロジーによる二つの教室での同時授業を提案した。また1992年（平成4年）度の委員会ではやはり一つの打開策として「履修制限」が検討された。しかしまだ本委員会として説得力ある成案の作成を見るに至っていない。

確かに学科別入試が実施されあらかじめ所属が決まっていれば概論科目の問題は無くなる。しかし一般教育科目と専門科目の問題は残る。これまで為された提案にはそれぞれ弱点があった。

①「履修制限」案には説得力ある合理的な上限の設定に疑義が呈された。②「2クラス分割」案の前には常に負担の問題が立ちはだかった。③「ハイテクによる同時講義」案には教育的配慮の上での欠陥が指摘された。④「多人数講義の並列」案には学生の履修計画上の支障が懸念される。また⑤「学科ごとの標準履修モデル作成」案には、学生の多様なニーズを踏まえたモデルができるか、自学科以外の科目の履修にどこまで配慮できるかが危惧されるどころである。

決定的な案が無いとは言え、問題がある以上できるところから手をつけるべきだろう。問題自体が複合的なものだから対策の方もいくつかの組合せになってもおかしくない。当面着手可能なのはまず⑤、そして懸念が取り除かれれば④であろう。また①は議論が煮詰まれば提案すべきだろう。③は技術的に可能になったら意志のある者は試みるべきだろう。さらには適当な新科目を開講して役割分担を図る方法がある。しかしこれはすでに各学科によって実施済み、ないしは今後とも可能な部分から実施されて行くであろう。

あまり議論にはならないが、外国語クラスの人数も平均50人前後というのは現代のニーズから言って考えられない数字である。責任の持てる標準的なクラスサイズを実現すべきであろう。

③ 初習者ゼミの導入／1年次教育の改善

この問題については、前者が1988年（昭和63年）の委員会で3度議論され、後者は1989年（平

成元年)に一度だけ議論されている。その後も先にもこの種の問題について議論された形跡は無い。これは、これまで上述の大人数教育の問題に本腰を入れて取り組んで来なかったことと表裏の関係を成しているように思われる。10年以上も前から何らかの形で実施している数多くの大学とのギャップは大きい。この問題は大人数教育改善の問題と絡めて特別に「部会」的専門グループを設けて真剣に検討すべき問題であった。しかし現在検討中の一般教育をめぐる教育課程の改革が実現すれば、それがこの長年の懸案解決の大きな糸口となるかもしれない。

④ 追試制度の導入

最近では1993年(平成5年)の委員会で話題になっており、また今年度も何度か話題になった。この制度を設けている大学は少なくない。現に本学の夜間主コースでは実施されている。本人の責任に因らずに定期試験に欠席せざるを得なかった学生が改めて受験のチャンスを得ることは当然の権利であり、その制度的保証が無くその裁量が各教官個人の判断に委ねられている本学の在り方は是正されるべきである。

本学には「追試」に消極的な空気が根強いだけに、この問題も「部会」的専門グループでの本格的な議論を必要としているかもしれない。

⑤ 夜間主コースの土曜閉庁

この問題は、夜間主コースにも週休2日制を取り入れようという点に狙いがある。今年度の委員会で何度か議論されたが、隘路に陥り中断している。問題となったのは、第一に、開講科目数が減少して全科目が必修科目同然となり、その結果卒業困難な者が多数現れるのではないか、第二に昼間コースの科目を履修できる普通の学生は別として、それが不可能な社会人学生が不利な状態に置かれるのではないか、という二つのもっともな懸念であった。他方、本学同様に夜間主コースを設置している大学に対してアンケート調査したところ、週休2日制を導入している大学が意外に多かった。本委員会としては、こうしたデータも踏まえ、また学生へのアンケート調査も行った上で慎重に結論を出すべきだろう。

⑥ 学科別会議日の設定と時間割の在り方

学科会議の重要性が増している中、時間割の都合上学科会議自体の時間が十分確保できないという深刻な事態が発生している。学科長会議の議論、およびある学科長からの教務委員会宛の要望書等を踏まえて検討した結果、重要な問題なので早速各学科の責任者と教務係との間で時間割のシミュレーションを開始することになった。早急な解決を要する問題である。

時間割作成の在り方自体について一言。『北に一星あり』を見れば、専門諸学科が自学科の開設科目の体系的・整合的配置を切望していることは明らかであり、さらには科目配置の変更による大人数教育の緩和を願っている点も見逃せない。時間割作成方法の変更は教育課程の改革を

待ってからでも遅くないという意見もあろうが、近い将来のための実験として今から着手して悪い理由もない。手順としては、必修科目等の基本的枠組を教務係が作成し、残余の部分は全学科・系の代表者による調整に任せる、という流れになろう。その際各代表者は非常勤講師や学科構成員の事情を把握しているべきであるし、教務係も実務的補佐のために適宜立ち会った方がよいだろう。かなり面倒な作業になろうが、こうすれば学科別の会議日の設定の問題も解決されやすいのではなかろうか。

ところで時間割上の時間区分の在り方についても問題がないわけではない。外国語等の演習的科目は、その性質上1時間を45分～50分という機動的な授業運営が可能な長さにすべきであるという意見が聞かれる（もちろん、総時間数を削減せよ、ということではない）。これも今後の一つの検討課題であろう。

⑦ シラバスの導入

教育改革の流れの中で、シラバスの作成に本格的に取り組む大学が増えているが、『北に一星あり』を見る限り、シラバスについての認識は学科・系でまちまちである。本学の「教授要目」では、多くの場合講義・授業内容の概略の提示に留まるのに対して、いわゆるシラバスでは、講義・授業で取り上げられるテーマとそのタイムスケジュール、および成績評価基準が公表され、学生の履修計画の目安としてより便利なものである。他大学の例を見ても、本格的な実施に当たっては統一的なフォーム（科目の性質によってそのフォームが異なることもありうる）の作成と予算措置^{*}とを必要とするので、1年位の準備期間を設けるべきであろう。今年度本委員会としてできることは、教授要目の一部で教官有志によるシラバスのサンプルを示し、本格的な実施のきっかけを作ることである。またこの事業の本格実施に当たる「部会」的な専門グループの設置の必要性を委員会として決議することである。（^{*}2、3の大学で見られるように、電話帳のように分厚いものが必要かどうかについては意見の分かれるところであろう。あくまでも大事なことは、上記の条件を満たしているということである。）

シラバスの実施と並んで、学生に対して試験問題の解答を公表することも今後の重要課題とすべきであろう。こうすれば、（特に後期）試験後学生が自ら結果をチェックすることができ、また履修決定や試験勉強の際の手掛かりともなる。さらに重要なことは、これによって同一科目や隣接科目の担当者が相互にスムーズに情報交換を図ることができる点である。この課題も教官有志による先行実施が可能と思われる。

⑧ 「学生による授業評価システム」の導入

これも新しい教育改革の試みの一つであって、多くの大学が着手しつつあり北大では今年度から実施される。その主旨は、講義・授業の受け手である学生からのフィードバックの回路を制度的に保証して、講義・授業の全学的な改善を図ろうとするところにある。このシステムは、上述

のシラバスと連動して、フィードバックされた評価に従って講義・授業の内容や方法が点検・修正され、それが再びシラバスの回路を通じて学生側に投げ返されるとき、はじめて完全に機能すると言われる。

もちろんすでに実施している諸大学でも、この評価が人事管理に結び付かないよう慎重な配慮を払っている。例えばある大学では、個々の教官の評価は暗証番号によって本人のみが把握し、科目群全体や学科・学部全体の評価のみが公表される仕組みになっているのである。『北に一星あり』によれば、各学科・系とも、こうしたシステムの導入に概ね前向きのものである。また、大学教育の受益者である当の学生の意向も調べてみる必要があるだろう。

もちろん実施に当たっては、他大学の例にもならって、1年位の準備・試行期間を置く必要があると考えられ、その体制作りは別に「部会」的な専門グループを設置してこれに委ねるべきであろう。今年度の委員会は最低限この「部会」的な専門グループの設置の必要性を決議すべきである。

⑨ 視聴覚ツールの整備

②で触れたように、本委員会では今年度「教室環境改善のためのアンケート調査」を実施した。その結果、非常に多くの教官が視聴覚ツールの本格的整備を求めていることが明らかになった。また『北に一星あり』を見ると、やはりほぼ全学科が教育効果を高めるためにこの点の改善を強く要望している。語学教室はもちろんのこと、全講義室に基本的な設備を整備すべきであろう。やはりこの課題についても、教育工学的な検討を要する点や多額の予算措置を必要とする点から言っても、集中的に計画立案に当たる「部会」的な専門グループの設置が不可欠であろう。

⑩ カードによる出欠のチェック

講義・授業は、多くの場合、各回の課題内容の段階的な理解と習得によってはじめてその目的を達成するものであるから、基本的には皆出席が望ましい。一回欠席しただけでほとんど付いて行けなくなる性質の講義・授業もあるだろう。そこでできるだけ多く出席させるために、内容そのものの魅力を高めたり、出席回数を成績評価の基準とするなど様々な工夫が為されている。その新しい工夫の一つに、カード化された学生証によって出欠を確認する方法がある。これは、頻繁な出欠のコントロールを必要とする講義・授業にとっては、宿命的な時間とエネルギーのロスから解放してくれるまさに画期的な方法と言えよう。

もちろんこの方法の採用を一律にルール化する必要は全く無い。その利用については担当者の判断に任せればよいのである。いずれにせよ、この方法の導入は講義・授業態勢の大幅な改善につながり、その早急な実現が望まれる。

6 委員会機能の目的充足度

長い歴史を持つこれまでの教務委員会活動全体についてこの問題を把握することはおよそ不可能であって、ここでは今年度の委員会活動についてこれをできるだけ正確に明らかにするにとどめる。今年度以降の委員会がこの問題について点検・評価する際の参考材料位にはなるかもしれない。

上記5の記号に即して言えば、Aのルーチンワークについてはほぼ遺漏無く課題を処理できたものと思われる。

Bでは①の短期語学研修の単位認定作業は、認定態勢全体が今だ形成段階にありスムーズには運ばなかった。関係諸学科の協力を得ながら早急に整備を進める必要がある。また⑥では朝鮮語の設置がほぼ固まりつつあるが、専任の担当者が不在なので授業そのものを軌道に乗せて行くのは必ずしも容易ではないであろう。関係機関・教官の尽力が期待される。その他の課題は順調に果たされたものと思われる。

Cの懸案事項では、①と②（教室環境改善アンケート）の取り組みに追われて、他の事項にまで十分力を注げなかった憾みが残る。②の大人数教育の改善、③の初習者ゼミの導入／1年次教育の改善の問題については、「教育課程等検討委員会」の議論の推移を見守りながらも、上で述べたように現委員会の任期中になお着手可能な課題もある。④の追試制度の導入、⑦のシラバスの本格的導入、⑧の学生による授業評価システムの導入、⑨の視聴覚ツールの整備については、本格実施に向けて集中的検討作業に当たる「部会」的な専門グループの設置が不可欠と思われる。また⑥は現委員会の任期中の実現が求められており、⑤については時間的に見て次期の委員会に処理を委ねる他はないだろう。

今年度の委員会活動全体を自己評価するならば、全課題の掌握とその優先順位の判断が十分でなかった点を反省せざるを得ないであろう。同時にローテーション委員から成る現在の委員会態勢では解決できない多くの課題が山積していることも明らかになったと思われる。

7 機能発揮の障害要因とその打開策

5と6を見てもわかるように、本委員会は数多くの懸案を抱えている。しかしこれは本委員会自身の怠慢のみに起因するものではない。その理由は、第一に本委員会は迅速に処理すべき目前の課題に常に追われており、本格的な検討を要する重要問題に集中的に取り組む余裕は無い。第二に、本委員会はローテーションで選ばれた比較的若い教官から構成されており、重要な案件を集中的に検討・処理する機動性を求めることは本来難しい。これらのことが、重要な諸課題の解決の先送りと現在のその山積状態をもたらした原因ではなからうか。しかしそのことが、大人数

教育や初習者ゼミの問題に象徴されるように、本学の教育的停滞につながってきたとすれば、これは重大な問題であろう。

これを打開するには、何らかの方法で増大・山積する諸課題を分担する態勢が必要である。分担の仕方としては、一つには、懸案を集中的・機動的に検討し解決に当たる「部会」的専門グループを問題毎に設置すること、二つにはもっぱら懸案の検討・解決に当たる第二教務委員会を常置することが考えられる。大学教育の質的向上が求められる今日、これを実務的に保証する教務委員会の態勢整備はまさに緊急課題と言えよう。

次に、本委員会がその性質上常に抱えている潜在的な機能障害の可能性について触れておく。それは教官サイドがイニシアティブを掌握できず専ら事務サイドのペースで事が運ばれる場合である。本委員会の作業が、主として慣例と規則の運用に基づく諸課題の実務的な処理にあるだけに、この危険性は常に付きまとっている。両者の多様な観点を生かした任務遂行に支障を来さないためには、教官サイドとしては、「雑用」意識を捨て個々の学生の就学に直結する任務の重さを肝に銘じるべきであり、事務サイドとしては、慣例と規則の運用が実情にそぐわぬ硬直化に陥らないためにも常に異なった観点からのチェックを必要としていることを忘れてはならないであろう。こうあってこそ教務委員会の仕事は地味ながらクリエイティブになるはずである。

8 意見・批判吸収の機会ならびに組織

委員会が各学科の代表によって構成されており、また各委員の出席状況も良好だったので、各学科の意見は比較的スムーズに吸い上げられたものと思われる。もちろん必要に応じて学科ごとの審議に委ねる手順も怠らなかつたつもりである。また学科長会議の意見を参考にしたこともあったし、事務サイドとの話し合いの機会も少なくなかつた。また多くの教官からも個人的に有益な意見を寄せていただいた。従って教務委員会規程第7条に謳われている参考人からの意見聴取の必要性も特に生じなかつたように思われる。

ただし、委員会活動に当たって、自己点検評価報告書『北に一星あり』を十分参考にしたとは言いがたい点を深く反省している。

9 他諸機関との機能重複の有無とその調整方法

本委員会の任務の一つに「教育課程に関する事項」（教務委員会規程第2条）がある。しかし実際上本委員会ではそのような教育体制の枠組に触れる大きな問題は扱われない。他方、現在本学には学長指名委員から構成される「教育課程等検討委員会」なるものが設置されて、教育課程

の枠組改革の検討に当たっている。この間の規程上の整合性に問題があるのではないか。教務委員会規程からこの項を削除するか、この点に関する両委員会の任務分担を明確にする必要がありはしないだろうか。

学 生 委 員 会

1. 委員会発足の経緯

昭和31年に学内機構の改革が行われ、それまでの教務部、学生部の2部体制を一本化し、学生部に学生課（学生係・教務係）、厚生課（厚生係）の2課が設けられた。その際に、学生の厚生・補導に関する事項を審議するため補導委員会（補導委員会規程）が置かれた。

その後、補導委員会は「厚生委員会」（昭和47年、厚生委員会規程）、「学生委員会」（平成5年、学生委員会規程）と名称を変更し、今日に至っている。

2. 委員会設置時の目的と理念

当初の補導委員会設置時は特に規程もなく、補導委員会は学生の厚生・補導に関し一般的に審議するものとされていた。昭和35年に発せられた文部省通達に基づき、事務組織及び事務文掌の規程が制定されるに至り、補導委員会の審議事項も明確にされた。これによれば、補導委員会は、教務に関する事項以外の事項を管轄し、広く学生全般についての事項を審議することを目的とすると定められている。

現行学生委員会規程によれば、学生に関する事項を審議するため学生委員会を置くとし（1条）、審議事項として以下のものを挙げている（2条）。

- (1) 学生の身分に関する事項
- (2) 学生の課外教育に関する事項
- (3) 奨学生に関する事項
- (4) 授業料等の免除及び徴収猶予に関する事項
- (5) 学生の就職に関する事項
- (6) その他教務事項を除く学生に関する必要な事項

3. 委員会の機能と構成

学生委員会には、学内委員会の一つとして2.掲記の事項を効率よく民主的に審議すべき機能が期待されている。

委員会は、

- (1) 学生部長
 - (2) 教授会において選出された教官 4名
- の合計5名の委員によって構成される（規程3条）。

4. 委員会の今までの主たる業績

2. 掲記の事項を審議してきた他、最近では、卒業式における学生表彰、学生向けの教養講演会の実施、3年次生に対する就職ガイダンスの実施など、新しい企画にも積極的に取り組んできた。

5. 委員会機能の目的充足度

目的は一応達成されていると思われる。

6. 機能発揮の障害要因とその打開策

・委員の選出方法

現在学生部長を除き4名の委員は教授会で選出されるが、教授会選出とすると委員が固定化し、負担の片寄りが生じる。就職指導等、学科固有の審議事項も増えてくると思われるので、各学科から1名とするなど構成委員の見直しを図る必要がある。

・審議事項

現在、本学の学寮問題を審議するため、学生部長を委員長とする学寮委員会が存在するが、それが設置された経緯には特殊な事情があった。今後学寮の建設などをめぐり改めて検討すべきことも多々あると思われるので、学寮については学生委員会の審議事項とし、審議の一本化・効率化を図る必要がある。

さらに、近年の厳しい就職状況に鑑み、学生委員会としても内定状況の把握、就職先の開拓、就職情報提供のための企画立案、実施など、積極的に対応しておかねばならない。

7. 意見・批判吸収の機会ならびに組織

常に学内の意見・批判に耳を傾け、適正かつ能率的な運用を心がけている。

8. 他諸機関との機能重複の有無とその調整方法

学寮問題は、本来学生委員会で審議すべきものと思われるので、既存の学寮委員会は廃止し、学生委員会の審議事項に加える方向で検討したい。

図 書 委 員 会

1. 委員会の発足の経緯

本学においては、従来、図書の購入は、館長その他2, 3人の者によって行われていたことから、昭和31年8月29日開催の教授会において、「購入の選択に公平を期するために委員会制度が必要である」との議決により、同年10月1日に図書委員会が発足している。

2. 委員会設置時の目的と理念

委員会発足当時の規程によると、図書委員会の設置目的は、「本学附属図書館の購入図書の選定その他の運営に関し学長の諮問事項、及び委員の提議事項等を審議する」と規定されている。

委員会発足の経緯から類推すると、図書委員会には、多くの人々の意向を反映しながら公平に図書の選定を行うことが求められており、当然のことながらこのことを踏まえての、本学の設置目的に沿った図書の収集と有効な利用に供することが理念として求められていたものと考えられる。

3. 委員会の機能

図書委員会規程では、第1条で、「本学附属図書館の購入図書の選定とその他運営に関する事項を審議するため図書委員会を置く。」と規定されているが、他の委員会規程では定められている具体的な審議事項等は規定されていない。

また、他に明文化されているものはないが、委員会の機能は、設置目的の「購入図書の選定とその他運営に関する事項を審議する」を達成するための次のような機能を有していると考えられる。

附属図書館で購入する図書について、その必要度等を判断するとともに附属図書館の運営に関し必要となる事項について、全学的な立場から調整し、判断する機能。

具体的には、

- ① 附属図書館に配当される図書予算の事項別配分
- ② 附属図書館の収集方針の決定

- ③ 附属図書館の将来計画の策定（施設・設備の拡充、大型コレクションの収集、資料提供サービスのあり方等）
- ④ 購入図書を選定、図書館資料の広報、その他図書館の運営に関する方針の決定等を審議する。

4. 委員会の構成

図書委員会は、次に掲げる者をもって構成されている。

- ① 附属図書館長
- ② 各学科から選出された教官 6名

5. 委員会の今までの主たる業績

- ① 学生用図書、参考図書、基本図書の選定
- ② 大型コレクションの要求
- ③ 教育研究助成金の使途の策定
- ④ 純共通図書費の配分
- ⑤ 図書館利用規程改正案の作成
- ⑥ 寄贈申入れに対する取り扱いの策定
- ⑦ 電子資料の購入希望に対する取り扱いの策定
- ⑧ 図書の長期貸出の取り扱いの策定
- ⑨ 夜間主コース制度の導入に伴う開館時間の策定
- ⑩ 購入雑誌、新聞の見直しにかかる調整

6. 委員会機能の目的充足度

図書委員会の機能が明文化されていないために、各委員会に十分に理解されていないことが原因と考えられるが、現状では、委員会では、ほとんどが「購入図書の選定」に充てられており、もっと重要と考えられる「その他運営に関する事項」としての大学の附属図書館の将来像、収書方針等大局的な事項の審議がなされていないと考えられる。

7. 機能発揮の障害要因とその打開策

学生数・教官数の増加、書籍の価格上昇に見合う予算が措置されていないために、結果的に「購入図書の選定」に時間を掛けて、購入図書を抑制するという作業に時間を費やしているのが現状である。

図書委員会の目的と機能を整理して明文化するとともに、購入図書の選定にかかる基準を策定し、基準に合致するものについては、選定を事務部に一任する等の措置が必要と考えられる。

8. 意見・批判吸収の機会ならびに組織

基本的には、図書委員会を通じて各学科・系の意見、批判などを吸収できる体制になっているが、学生を含めた幅広い利用者から直接図書館に対する意見や要望を吸収する機会、組織は整備されていない。この点については今後検討を要する。

9. 他諸機関との機能重複の有無とその調整方法

今後、益々参考図書としての電子資料が増大し、また、図書館資料の検索等も学内LANの利用が増大すると予測されるので、利用方法等について情報処理センター運営委員会と機能調整を要する場合が出ることも考えられる。

また、附属図書館の建物増築等の場合は、増築場所、面積、整備する設備の規模等について、予算委員会、将来構想委員会、施設整備委員会との調整が必要となる。

10. 図書委員会の今後の課題

- ① 図書館の将来像、収書方針の策定
- ② 図書館業務に関する利用者サイドからの要望等についての調整及び学科等に対する情報提供
- ③ 学生用図書購入に関する手続き、方法等の広報
- ④ 電子メディア導入に当たってのガイドラインの作成
- ⑤ 学内LANの利用増加に伴う利用方法の簡便化と広報

人 事 委 員 会

1. 委員会の発足の経緯

- S 44. 4. 23 … 一般の教授会と人事関係の事項を委任された教授会の二つが設置された。関係教授会の審議内容としては、外部からの専任者の資格審査及び非常勤講師の受入れに関する人事機能について委任されて審議してきたが、例えば、採用の場合は人事の教授会で、転出等の場合は一般の教授会で審議等の、運用に不合理な面があり、これを解消すべく具体案を作成する検討委員会が発足した。
- S 44. 8. 13 … 検討委員会より人事関係教授会を廃止し、新しい制度を作る場合の効果について説明があり、検討の結果、8月13日をもって人事関係教授会を廃止した。その上で原案作成委員会（委員9名）を発足した。
- S 44. 10. 1 … 原案作成委員会より、人事関係委員会規程（案）、運用細則（案）が提案され、審議した。
- S 44. 10. 25 … 規程（案）等の一部修正を行い、承認され、同日付けをもって施行された。
- S 54. 4. 1 … 現行の人事関係委員会規程、細則及び教員昇任人事規程が制定される。

2. 委員会設置時の目的と理念

人事委員会は、人事に関する事項について教授会に対する原案の作成・発議、及び学長の諮問に応ずることを主たる目的とする。

3. 委員会の機能

本学の教員人事に関する教授会の審議及び決定を円滑にするため、次の事項について、教授会への原案の作成・発議、及び学長の諮問に応ずるために審議する。

事 項 … 定員管理に関する事項、採用人事に関する事項、離職及び転出に関する事項、併任に関する事項、休職及び復職に関する事項、名誉教授の称号授与に関する事項。

4. 委員の構成

各学科・一般教育等・言語センターから各1名及び全教員から2名の計8名を教授会で選出する。但し、委員構成は教授から少なくとも2名、助教授及び講師から少なくとも2名を選出する。

5. 委員会の今までの業績

規程等の制定 … 人事関係委員会規程、人事関係委員会細則、教員及び助手選考基準、教員選考基準細則、教員昇任人事規程、外国人教師（英語）選考基準、外国人教員の任期に関する規程。

確認事項及び申合せ等の制定 … 担当科目の変更、名誉教授の称号授与一運用一、外国人教員の任用方法、外国人教師の継続、保健管理センターの教官選考、助手任用基準申合せ、教官選考委員会の存続期間の延長、外国人教員を採用する場合の選考方法について、外国人教員の再任手続きに関する申合せ、特定候補者制度（人事関係委員会細則の一部改正、同細則に関する申合せ、学科会議における特定候補者に関する申合せ）、教員停年規程の一部改正、教員昇任人事に対する定員の管理の基本方針、選考委員会の任期について、海外渡航承認手続き方法の変更、国際交流計画に基づく外国人教員の任用について、教員の任用候補者の健康診断について。

6. 委員会機能の目的充足度

委員会で審議する通常の所掌事項については、一応の目的を達成している。

この外に現在審議中の事項は、次のとおりである。

- (1) 人事関係規程等の見直しについて
- (2) 専任教官の新規授業及び非常勤講師の授業委嘱に関する申合せの見直しについて
- (3) 教授昇任手続きの見直しについて
- (4) 名誉教授の称号授与に関する規程の見直しについて
- (5) 海外渡航期間の制限等の見直しについて
- (6) 外国人教師の継続雇用契約方法の見直しについて

以上の状況により、目的充足度は7割以上と判断される。

7. 機能発揮の障害要因とその打開策

上記の検討事項について会議を行う時間が各委員の授業、各種会議等と重複し、検討に必要な時間を確保することができない。

全学の設置している委員会の見直し、その整理及びカリキュラムの工夫等により、会議を開催できる定例の日程を確保する。

8. 意見・批判吸収の機会ならびに組織

人事に関する新しい制度の導入、重要な規程等の改正等においては、各学科における意見を求め、それを検討し、審議している。

また、外国人教員等の任期更新等については、必ず、所属学科の意見を求めている。

9. 他諸機関との機能重複の有無とその調整方法

必要に応じて、各学科等の意見（学科会議）や学科長会議等の意見を尊重するため、学科長会議等に審議を依頼し、その結果を尊重しつつ人事委員会で審議・検討し、できる限り全学的な意思を反映するように調整・運営している。

将来構想委員会

1. 委員会発足の経緯

将来構想委員会は既存の新長期構想委員会を廃止し平成5年4月1日に発足した。本委員会は、新長期構想委員会で検討されていた事項を整理し、長期的展望に立って本学の将来構想の計画立案等について審議するために設立された。

これは、従来の新長期構想委員会は、平成3年度改組が一段落し委員会としての役割を果たしたこと、および委員会構成メンバーが予算委員会委員を含むために多人数となり、成立条件が厳しくなっていたこと、等により組織の見直しが求められていたことによる。

2. 委員会設置時の目的

本委員会規程には、設置目的は「将来構想の企画立案等について審議する」と規定されている。また、審議事項として「研究及び教育体制に関する事項」、「組織及び運営に関する事項」が述べられている。従って委員会の主たる活動目的は、大局的かつ長期的展望の下に本学の教育と研究の体制と組織に関する将来構想案を策定することにある。また、当面する諸課題についても、本学の将来に大きく関わる場合には関連委員会等との連携により本委員会で審議対象となる。

3. 委員会の機能

大学改革は一時的なものではなく、不断に大学の理想像を追求する必要がある。その理想像は時代とともに変化する。その意味で本委員会は常置委員会として存在し、審議内容が極めて重要であるために、原案作成に関しては、関連委員会あるいは各学科系との意見交換を十分に行うことにより機能を発揮することが求められる。場合によっては学科長会議等との合同の会議も必要となろう。

さらに、本委員会は常に大局的な立場により判断することが求められる。このことは本委員会の機能を発揮するために不可欠な要素となる。

4. 委員会 の 構成

本委員会は、次に掲げる者をもって構成される（規程による）。

- ① 学長
- ② 附属図書館長
- ③ 学生部長
- ④ 事務局長
- ⑤ 学長が指名する者

5. 委員会の今までの主たる業績

本委員会では、本学の理念の再構築、一般教育の組織の改編、大学院の将来計画、入試方法の改革については、本学の将来に大きく関わる問題として捉え、検討を重ねてきた。

特に、理念の再構築については他の3件に関連するために早期の取り組みが要求されていた背景（本学自己評価報告書第1集参照）もあり、委員会作成の骨子案を各学科系へ検討依頼し、その結果、「小樽商科大学の使命と目的」として纏められ、平成6年11月9日開催の教授会で承認された（第2章参照）。今後、この理念は、教育課程等の再編、大学院の将来計画を検討する上で重要な指針となるであろう。なお、学則に関する部分は後日学則の大幅改訂の際に措置することとした。

また、教育課程等検討委員会、入試委員会からそれぞれ現在検討中の改革案について将来構想委員会としての判断を求められ、概ね妥当であるとの回答を行った。

6. 委員会機能の目的充足度

本委員会の状況は、理念の再構築をはじめ、教育課程の再編、平成9年度にむけての入試改革、学科別入試の導入、等については目的をある程度果たしたものの、最重要課題である本学の将来計画（大学院を含む）については平成6年度中には若干の議論をした程度であり、十分な審議をしているとは言い難い。

大学院の整備・充実、経済研究所の地域経済研究センターへの転換改組については次年度には議論を深めたい。

7. 機能発揮の障害要因とその打開策

この原因としては、本委員会が各委員会の課題に関連した論議に時間を費やさざるを得なかったこと、委員会開催回数を多く持てなかったこと等が挙げられる。他委員会においても同様であろうが、委員が集まれる時間帯に制約があり、大学全体で会議に当てる時間の確保は急務である。それが解決されるまでは、本委員会の扱う問題は、一定期間内に集中的に議論することが望ましいが、それには休業期間中に時間を確保して論議する必要がある。また、必要に応じて専門委員会を設置することもありえよう。

8. 意見・批判吸収の機会ならびに組織

審議内容により関連委員会、学科系の意見を求めた。具体的には、「本学の理念」を審議する上で、各学科系に骨子案を配布し回答を得た。それをもとに再度委員会で修正し、教授会に提出すべき原案を作成した。

また、逆に国際交流委員会から提案のインターナショナル・ラウンジ設置について本委員会に打診があり、特に、将来の国際交流センター（仮称）との関連について議論を行った。このような将来の学内組織に連動する部分は複数の委員会で十分に意志統一をすることが極めて有効である。

9. 他諸機関との機能重複の有無とその調整方法

本委員会の関与する問題は多岐に亘っているが、他の委員会等で同じ視点で平行的に議論することはない。しかし、議論を深めるために下記の合同委員会を開催した。

- ① 部局長会・将来構想委員会合同会議
自己評価委員会から本委員会に付託された検討事項
「本学の教育理念・目標について」（平成5年6月11日開催）
- ② 部局長会・将来構想委員会合同会議（拡大将来構想委員会として）
教育課程等検討委員会から本委員会に付託された検討事項
「将来に向けた本学の教育のあり方、将来構想について」（平成5年8月25日開催）

施設整備委員会

1. 委員会発足の経緯

現在の施設整備委員会は平成5年4月に教授会直結の委員会として設置された。かつて、施設整備に関する審議は予算・計画委員会（現在の予算委員会の前身）で取り扱われていたが、平成3年度改組に対応して、当時の新長期構想委員会（昭和51年6月9日制定～平成5年3月31日廃止、現在、将来構想委員会に改称）に、同委員会規程第5条第2号に基づき第4部会を設置した（平成2年9月）。

この第4部会は、「施設配置の検討」を行い、改組に伴う施設の諸問題をはじめ、大学会館の改築、500番棟の解体、図書館の増築計画、言語センター施設の整備および学生寮跡地を含む施設の長期計画をまとめるものであった。第4部会はほぼ2年間に延べ10回の部会を開催し、前記の当面する課題について審議し、概ね見通しがついたために、その役目を終え発展的に解消し、新たに「施設整備委員会」として平成5年4月に独立し今日に至っている。

本委員会が独立の委員会になった主たる理由は、当時の新長期構想委員会そのものが予算・計画委員会委員を含む多数の委員の出席を必要とし、委員会成立に困難を来したため、新長期構想委員会自体の組織の見直しが求められていたこと、改組に一応の決着がついたこと、等により、教授会直結の委員会として機能することが求められたことによる。

2. 委員会設置時の目的と理念

目的：本学の長期的展望を踏まえた「施設長期計画—いわゆるキャンパス整備のマスタープラン」策定、概算要求の重点事業の選定等、建物、施設の諸要求の原案を作成し教授会に提出する。

理念：本学の将来構想と関連しつつ、長期的展望に立って基本計画を立案し、概算要求に反映させる。

3. 委員会の機能

委員会は各学科系より選出された委員を含み構成されており、全学の意向を反映させ、さらに学長、図書館長、学生部長、事務局長等により関連する各委員会の意向を反映させて教授会で審

議される原案を策定する。従って、本学の施設整備に関する審議の中心的委員会としての機能を有する。

4. 委員の構成

- ・学長（委員長）
- ・附属図書館長
- ・学生部長
- ・事務局長
- ・各学科系選出の委員6名

以上の計10名よりなる。担当部局は施設課があたる。

5. 委員会の今までの主たる業績

- (1) 平成5年度第1次補正予算事業の審議（平成5年4月12日開催委員会）
 - (2) 平成6年度概算要求事項の審議（平成5年5月19日開催委員会）
 - (3) 平成5年度第1次補正事業決定（平成5年7月23日開催委員会）
 - ① 講義棟新営 R4 1670㎡
 - ② 構内環境整備（正門、広場等）
 - (4) 正門のデザインについて（平成5年9月6日開催委員会）
 - (5) 平成5年度第2次補正事業の審議（平成5年11月10日開催委員会）
 - (6) 平成5年度第2次補正事業決定（平成6年2月8日開催委員会）
 - ① 図書館増築 R3 990㎡
 - ② 基幹整備（講義棟：エレベーター、スロープ取付）
- 平成5年度緊急整備事業（第3次補正）の審議
- ① 老朽化対策事業
 - ② 体育館照明器具の更新整備事業
 - ③ 老朽基幹設備の改善整備事業
 - ④ キャンパス道路等改修整備事業
 - ⑤ グランド整備事業
- (7) 平成7年度概算要求事項の審議（平成6年5月20日開催委員会）
バスロータリーの設置の審議

和田徹三詩碑建立場所の審議

(8) 施設長期計画の審議（平成6年12月7日開催委員会）

自己評価報告書の作成の取り扱い審議

インターナショナル・ラウンジの設置場所の審議

6. 委員会機能の目的充足度

平成5年度に国内の総合経済対策（公共投資）が図られ、補正予算が3次に亘って成立したことに伴い、国立大学の教育研究環境の改善と高度化を推進するための施設整備費が計上された。これによって、当面の整備はほぼ充足されたと思われ、委員会としての機能はこの限りにおいては十分に発揮されたと判断される。

しかしながら、本委員会の主たる課題の一つは施設の長期計画、いわゆるマスタープランの立案にあり、その面での作業は進展していない。平成5年度補正事業の対応に終始せざるを得なかった結果ではあるが、それらが一段落したので平成7年には主要課題として鋭意検討したい。

7. 機能発揮の障害要因とその打開策

委員会の機能発揮という点に関しては大きな障害はないと判断される。しかし、本学のマスタープラン策定上の最大の難点は、キャンパスの平地の狭隘にあり、建物の新営を考える場合に既存の建物を取り壊すことを前提としなければならず、その経過措置をどのようにすべきか考慮しなければ計画策定は不可能である点にある。さらに、マスタープランに沿って施設が整備されることが理想であるにもかかわらず、マスタープランを策定する前に着工を迫られ、結果的に継ぎはぎだらけの建物にならざるを得なかったという現実がある。また、一度建物が出来上がれば、定められている耐用年数の関係から長期間取り壊しの対象に出来ず、マスタープラン策定の障害となる。打開策は早急にマスタープランを策定する以外に方法はない。

8. 意見・批判吸収の機会ならびに組織

前述の3、4で示したように、全学の意見を反映することが可能な委員会組織となっており、必要であれば、学科系に意見を求めることも可能である。学生会館のように、学生の利用あるいは大学生協の利用形態を考慮する必要のある場合は、それら関係者と事前に協議することもあり

得る。また例えば、学内駐車場の利用に関しては、交通対策委員会の意向、あるいはその担当部局である会計課の意向を汲み上げるなど、担当委員会等と本委員会との間で事前に十分に打ち合わせを行い、完成後は円滑な運営ができるように留意することも必要であり、実際にそのような形で処理してきている。

9. 他諸機関との機能重複の有無とその調整方法

本委員会の性格上、将来構想委員会とは整合性を保ちつつ、本学の教育・研究理念を踏まえた施設整備計画を推進することが必要である。なお、機能面において重複が想定される他機関はないと思われる。

自己評価委員会

1. 委員会の発足の経緯

本委員会の設置は、その前身「教育・研究システム検討委員会」に由来する。平成3年10月の教授会において、本学の自己点検・評価に関する検討委員会の設置が承認され、平成3年12月「小樽商科大学教育・研究システム検討委員会」が発足した。同委員会は、本学における自己点検・評価の目的・意義、あり方、点検項目、実施体制等の基本方針をまとめ、平成4年11月の「小樽商科大学の自己点検・評価について（最終報告）」を提出した。それに基づき直ちに「小樽商科大学自己評価委員会」が設置された。

2. 委員会設置時の目的と理念

本学の自己点検・評価の必要性について、先の「最終報告」は、「新『大学設置基準』の規定や社会的要請という主に大学の外部からの『圧力』で認識させられ、具体化が求められているとしても、ここ2年来の改組の進行と今後のさらなる改組を予想するとき、これを好機として、大学の活性化のために意義ある自己点検・評価」をなすべきことを強調している。本委員会の存在目的は、まさにこれにより規定されている。

本委員会は、大学の社会的存在の再認識をうちなる自律的な営みとして志向するわけであるが、その方向性は、同「報告」に掲げられた「自主性」、「公開性」、「活用性」の三原則に代表される。「自主性」は、自己評価の全過程における大学の主体性の堅持を意味し、実施に当たっては、大学自らによる学内外の諸問題の発見と改善・改革に向けた自律的な解決の実施・努力が追求されるべきことを謳う。「公開性」は、(1)自己評価に関する、すべての学内諸資料の公開と問題点の開示とともに、(2)評価結果の学内外への公開を要請する。「活用性」は、評価結果の大学改善・改革への有効な活用を説き、自己評価が、それ自体を目的とすることなく、あくまでも現状直視のための作業であらねばならないことを強調する。

3. 委員会の機能と構成

このように本委員会は、評価活動の展開とその結果にもとづく大学の自己改善・改革、さらにそれに対する自己評価という一連の循環構造の中に位置づけられるのである。すなわち、(1)自己

評価の基本方針ならびに実施基準の策定、(2)自己評価の実施、(3)報告書の作成ならびに公表の機能を通じて、(1)学内諸委員会、諸機構等を実施主体として評価活動を展開する際の推進役を果たし、(2)各実施主体における問題点の確認と評価の活動を見守り、教授会の議を経て刊行される報告書に反映させる役割を果たすのである。その際、自己評価委員会は、各実施主体と緊密な連携を図り、全学的な評価活動の円滑な進行を保証しなければならないのである。

本委員会の委員構成は、その設立に当たり教授会の自治に関して自己評価の三原則、特に「自主性」を貫くためにはいかなる委員構成であるべきかについて真剣に議論された経過を反映し、各学科系から選出された教官委員6名を主とし、事務連絡の立場から事務局長、図書館長、学生部長を制度委員として付加している。かかる論議の結果、委員長ならびに副委員長は、上記教官委員の中から選出されることになった。なお、学長は、委員会を構成する委員とはなっていないが、規程上、随時出席することができるよう認められている。

委員会の運営に当たっては、文書法規係を担当として庶務課が事務補佐を行う。

さらに実際の報告書編集に際しては、上記教官委員の中から、若干名の編集委員を選出して業務に当たることになっている。

4. 委員会の今までの主たる業績

本学の自己評価活動は始まって日が浅く、量的にはさほどの実績を上げていない。前身の「教育・研究システム検討委員会」を含めた業績を上げるならば、以下のようなものである。

平成4年11月 教育・研究システム検討委員会「小樽商科大学の自己・点検評価について（最終報告）」

平成5年6月 自己評価委員会「小樽商科大学の自己評価（中間報告書）」

平成6年3月 教授会において「自己評価刊行物公開に関する申し合わせ」承認

平成6年3月 自己評価委員会「北に一星あり—小樽商科大学の発展をめざして—（第1集）」

その他、入学前の既修得単位等の認定といった項目など取扱機関が教務委員会と明確であり、そこでの審議が事柄の迅速な決着に結びつくと思われるものについては、審議を要請するなど、学内機構の円滑化を図った。

5. 委員会機能の目的充足度

自己評価委員会は、平成4年の発足以来本学における自己評価活動の体系化にその力を注いで

きた。報告書第1集を作成するに当たって本委員会は、(1)報告書は、全学網羅的な白書を1回出せば終わりとし、(2)点検項目は、5年または10年サイクルをめぐって一巡すること、という基本原則を定めた。さらに、自己評価の内容が「ともすれば恣意に流れ、独善に陥る」弊を避けるために、相互評価の仕組みを取り入れている。自己評価報告が当該実施主体のみで作成され、報告書にそのまま載るのを避け、お互いに関連を有する実施主体同士が、内部チェックの意見を表明する方式である。

こうした原則に則り現在報告書第2集を制作中であるのだが、これまでも、生のままの相互情報は、外部に公表する情報としては適切ではなく、本委員会責任で編集する必要があると認識され、点検項目が多すぎ、妥当性を欠くきらいがあるといった批判にこたえて、本委員会と各実施主体との間の相互交流を密にする必要があると思われる。

こうした問題をはらみながら、本委員会の活動においては、この第2集を刊行することにより当初想定した点検項目の過半をカバーしたことになり、発足後間もないといいながら、先の5年サイクルで見れば、先を急ぎすぎたきらいが無いではない。

一方、「活用性」に関しては、各学科から出された意見や評価がバラバラであり、必ずしも統一されていないことに関わっては、むしろそれが現状であり、そうした各学科の意見を尊重しながら、お互いの方向付けに利用していくことが建設的であると認識された。その一つとして、本学における学科別の入試が実施されようとしている例を挙げる事が出来る。従来、各学科は独自の入試の意志を持ちながら全学的な合意を得られなかったのが、報告書第1集にかかる方向性が強く表明されるに及んで、こうした動きはもはや押しとどめることの出来ないものであるという合意形成が促進されたと考えられる。

6. 機能発揮の障害要因と打開策

本委員会は設置されて間もないために、どうしてもその活動内容が理解されていないきらいがある。それは、一つには、自己評価そのものに対する不慣れさから来るものであるとともに、実施方法に関わる意志疎通の問題に起因するものでもある。

実際のところ、大学の自己評価活動がどの様に社会的に評価されるのか分からないというもどかしさが教授会構成員にあることは事実であり、それがどこまで突っ込んで評価すべきかに関わる判断の難しさをもたらしている。

一方、本学の自己評価が、前にも述べたように相互評価から積み上げる方式を取っているため、各実施主体には多大な時間と努力を要請せざるを得ない状況である。かかる高負担をできるだけ軽減するためには、本委員会から評価を依頼するに際しては、前もって委員会内部で何が要点であるのかを見きわめ、点検項目数を絞るという作業を進めるとともに、点検項目の妥当性に付い

ては十分に各学科系の意見を尊重する必要がある。また、自己評価情報の取り扱いについても、各実施主体に点検評価を求める際に、最終報告書にどの様に反映されるかの取り扱いの原則を明示することも今後の問題である。

研究報告編集委員会

1. 委員会の発足の経過

昭和46年に、従来までの取り扱いでは、責任の所在が明確でなかった学術機関誌発行を成文化し、小樽商科大学学術機関誌刊行会規程が制定された。この学術機関誌刊行会により、「商学討究」、「人文研究」が発行されていた。

昭和56年に学術機関誌刊行会が解散したため、研究報告の編集に関する学内規定が必要であるとして、他大学等の規程を参考にし、「研究報告編集委員会規程」が制定された。この規程に基づき、今日まで本委員会は活動を続けている。

2. 委員会設置時の目的と理念

小樽商科大学研究報告（商学討究・人文研究）を発行することが目的である。

3. 委員会の機能

委員会には次の二つの編集部会が置かれている。

- ・商学討究編集部会
- ・人文研究編集部会

各編集部会では、次のような事項を審議している。

- ・研究報告の編集に関する事項
- ・研究報告の刊行計画に関する事項
- ・その他必要事項

4. 委員の構成

委員会は次のように各学科系から選出された教官をもって構成する。

経済学科、商学科、企業法学科、社会情報学科 各1名

(商学討究編集部会に所属)

一般教育系、言語センター 各1名

(人文研究編集部会に所属)

5. 委員会の今までの主たる業績

毎年、予算の範囲内で、商学討究、人文研究を適切な号数分発行している。

6. 委員会の機能の目的充足度

十分に目的を充足している。

7. 機能発揮の障害要因とその打開策

障害要因は特にない。

8. 意見・批判吸収の機会ならびに組織

委員は各学科から選出されている。従って、各学科からの意見・批判等は各委員を通じて委員会に反映させることができる。また、必要ならば、委員以外の者の委員会への出席を認め、意見を聞くことができるように規程が作られている。

9. 他諸機関との機能重複の有無とその調整方法

他諸機関との機能重複は特にないと思われる。

国際交流委員会

1. 委員会の発足の経緯

文部省では、昭和58年8月の「21世紀への留学生政策に関する提言」並びに昭和59年6月の「21世紀への留学生政策の展開について」からの提言を踏まえ、21世紀初頭を目途に「留学生受入れ10万人計画」を策定した。

一方、本学では昭和59年7月に教育・研究等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を発足し、教育・研究の組織・運営等について全般にわたる見直しを始めた。この検討委員会の検討事項のなかに「国際交流・協力の状況及び今後の在り方」が掲げられ、さらに、昭和59年10月24日の検討委員会において、前述の文部省の施策「留学生受入れ10万人計画」及びこれを含む「大学の国際化」に対応して、十分な審議を専門に行う機関の必要性が確認されている。

この認識に立って、昭和60年6月14日の検討委員会では、国際交流委員会規程（案）を取りまとめ、昭和60年6月26日に開催の合同教授会（商学部及び短期大学部）に提案し承認された。これにより国際交流委員会が発足し現在に至っている。

2. 委員会設置時の目的と理念

国際交流委員会規程第2条では、「本学における教育及び研究等の国際交流に関する事項を審議することを目的とする」と規定している。より具体的には、昭和60年7月24日に開催された第1回目の国際交流委員会において、当面、次の事項について検討することとした。

- (1) 国際交流についての一般的な傾向と本学における基本的な考え方
- (2) 他の国・公・私立大学における国際交流の経緯と現状
- (3) 国際交流に関する制度上の諸問題および必要があれば学則等の規程の変更
- (4) 国際交流に伴う費用とその調達
- (5) 具体的な協定を締結する場合の相手側の大学の選定の方式
- (6) 協定文書のひな型の作成
- (7) 相手側大学の選定と協定締結およびそれに伴う問題点

本学は平成6年度の自己評価作業の一環として「小樽商科大学の使命と目的」を明確にすべく理念の再構築を行い、教授会において既に承認されたところである（本報告書「第2章 本学の教育理念」参照）。この理念に盛り込まれた部分に国際交流の重要さが明記されている。すなわち、本学は「国際社会の付託に応える教育・研究の拠点として存在する」とし、学生の教育にあ

たっては、「国際化・情報化の加速的な進展に対応して国内外の大学等との交流を一層深め、学生の異文化理解と国際感覚及びコミュニケーション能力の涵養に努める」とした。このように、本学をとりまく環境は委員会設置時と比較すれば、より国際交流の重要さが増しており、国際交流が本学の将来に不可欠な事業であるという観点からの積極的な位置づけが必要であると考えられる。

3. 委員会の機能

本学における学術研究及び高等教育の分野において、国際化を図るための具体的なプログラムを編成し、着実に実行する必要がある。また、本学の伝統や学風を損なうことなく進展させるため、本学に相応しい国際交流の在り方を明確にし、常にこれを念頭に置きながら委員会の運営にあたらなければならない。さらに、「開かれた大学」としての観点からも、地域社会における国際交流事業との連携も視野に入れ、幅広い国際交流活動が求められている。

本委員会は、これらの実現に向けて、国内外および学内外からの情報を収集し、積極的かつ慎重な検討を行い、本学の国際化を推進する機能を果たすことが期待されている。

さらに、検討委員会での国際交流委員会発足に向けた審議において、「国際交流委員会は単なる形式的な審議を行うものではなく、国際交流の推進のための具体的な実務をも担う」ことも要請されている。

4. 委員の構成

本委員会は、国際交流委員会規程第3条の規定に基づき、以下の委員で構成されている。

委員長	学長	
副委員長	学生部長	
	言語センター長	
	短期大学部長	
	事務局長	
	学長が必要と認めた者	3名
	教授会において選出された者	3名

なお、委員会規程第8条に基づき、本委員会に、審議を円滑に進め、かつ、国際交流に関する企画・立案を行うため国際交流専門部会（以下「専門部会」という。）を置き、以下の委員で構成されている。委員長は、上記国際交流委員のうち学長が必要と認めた者3名の中から互選により

選出される。

専門部会長

国際交流委員会委員のうち学長が必要と認めた者2名

庶務課長

学生課長

委員長が必要と認めた者 若干名

5. 委員会の今までの主たる業績

- (1) 「小樽商科大学における国際交流の基本方針」の取りまとめ
- (2) 本学後援会助成金による国際交流事業実施のための財源の確保
- (3) 学生交換協定の締結及びこれに基づく交流
 - オタゴ大学（ニュージーランド） 平成4年11月
 - ブロック大学（カナダ） 平成5年2月
 - 忠南大学（韓国） 平成5年12月
 - ウーロンゴン大学（オーストラリア） 平成6年2月
 - ウェスタンミシガン大学（アメリカ） 平成6年2月
- (4) 学生相互派遣研修に関する覚書の取り交わし
 - アカデミー・メルキュール校（フランス） 平成5年11月
- (5) 短期語学研修制度の確立
- (6) 国際学生交流セミナー開催
 - 本学学生と忠南大学学生によるセミナー 平成6年1月
- (7) 国際シンポジウム開催 平成4年12月
- (8) 国際交流週間設定 平成5年から継続
- (9) 学術講演会等の開催・支援
- (10) インターナショナル・ラウンジの設置 平成7年2月

主な業績としては前記のとおりであるが、詳細については平成6年3月に発行された「北に一星あり」第1集に掲載されているので、そちらを参照されたい。

6. 委員会機能の目的充足度

本学における国際交流は、平成4年度より後援会助成金の財政的支援を獲得できるようになってから、急速にその活動が進展した。したがって、その歴史は浅いと言わざるを得ないが、本委

員会設置時の目的から逸脱することなく、期待されている機能を果たしていると思われる。

また、今後は本委員会が確立した制度の充実のために、一層の検討が必要であることを認識している。

7. 機能発揮の障害要因とその打開策

本委員会では、平成4年1月に教授会の承認を経て、国際交流委員会規程を一部改正し、専門部会を設置した。専門部会では、委員会の審議を円滑に進めるため、企画・立案業務を専門に行うことによって、機動的かつ効率的な委員会運営を実現することができた。

しかし、3.の後段で触れたとおり、本委員会委員は具体的な実務をも担っているため、本学における国際交流活動は、一部の委員の献身的な努力によって支えられていると言っても過言ではない。このため、国際化を推進すればするほど過重負担となる悪循環を余儀なくされている。

これらの障害を克服するため、また、国際交流の拠点として位置づけるため、予てから検討していたインターナショナル・ラウンジを、平成7年2月からオープンさせることができた。ラウンジでは、当面留学生への対応を中心に行うが、その運営方法や組織の確立、事務の一元化等について、継続して検討を進めることになっており、これによって委員会の機能を一層高めることが期待される。このラウンジは十分に活用されるであろうし、将来的には省令施設「国際交流センター（仮称）」設置の基礎となるべき学内施設であるために、今後さらに充実させなければならない。

また、本学の国際交流活動を、現在の学生交流ばかりでなく、研究者や学術資料の交流についても積極的に展開させるうえで、今後学内の学術情報に関する意見が重要となってくることが予想され、これを委員会に反映させるため、新たに図書館長を構成員に加えることも検討したい。

8. 意見・批判吸収の機会ならびに組織

基本的には、専門部会は各学科等から最低1名を含め構成されている（委員会は教授会で選出されるメンバーによって異なる）が、これによって全学的な意見が反映されるとは解していない。

このため、平成4年10月には、「大学間国際交流計画調書の検討について」各学科等での検討を依頼し、この回答を受けて、教官相互の意志疎通・情報交換が不足していることを認識したため、11月には「国際交流懇話会」を開催した。

今後も定期的に、懇話会の開催、アンケート調査の実施、活動状況の報告などを通じて、学内の意見・批判吸収の機会を設けるよう検討したい。

9. 他諸機関との機能重複の有無とその調整方法

従来、学生交換協定に基づく留学生の受入れについては、本委員会と入学試験委員会の両委員会において審議していたが、協定に基づく受入れは特に選抜試験を課さないため、入学試験委員会での審議を省略し、本委員会において審査のうえ教授会に諮る旨入学試験委員会に打診したところ、差し支えないとの回答を得たので、平成6年7月からこれにより取り扱うこととした。

入学試験委員会

1. 委員会の発足の経緯

昭和42年11月に「小樽商科大学入学試験に関する規程」を制定し、その後昭和48年、昭和53年、平成元年、平成5年に規程改正を行い、実施体制を確立してきた。

入試委員会は、この規程に基づき設置され現在に至っている。

2. 委員会設置時の目的

「小樽商科大学入学試験に関する規程」は、本学の入学者選抜に関し、その基本方針の立案、調査研究等を行うため、入学試験委員会を設置する旨を定めており、本学の入学者選抜が公正かつ妥当な方法により行われるための調整機関とすることを目的としている。

3. 委員会の機能

本委員会は次の事項についての審議を行い、入学試験実施機関としての機能を果たしている。

- (1) 入学者選抜の制度、組織及び方法等に関する事項
- (2) 学力試験実施教科、科目（配点、配当時間等に関するものを含む）に関する事項
- (3) 試験場の設定に関する事項
- (4) 健康診断、調査書及び電子計算機処理についての方針に関する事項
- (5) 入学者選抜実施要項のうち重要な事項
- (6) 試験実施教科の教科委員及び主任をおく必要がある科目の科目主任の学長への推薦
- (7) 入学者選抜についての調査、研究等に関する事項
- (8) その他必要な事項

4. 委員の構成

入試委員会は、次の委員により構成されており、委員長は学長としている。

- (1) 学長

(2) 学生部長

(3) 教授会において選出された教官5名（うち一般教育関係3名、専門教育関係2名）

平成9年度から学科別に入学者を選抜することを決定しており、その実施に際しては各学科の意向を直接反映させると同時に、学科独自の実施体制を確立する必要が生じるため、平成7年度から委員の構成を学科選出の委員とするなどの方向で見直すこととしている。

5. 委員会の今までの主たる業績

入学試験委員会においては、入学者の選抜に関して常に最善の方法を求めるための検討を行い、以下の制度の導入等に尽力した。

- (1) 推薦入学
- (2) 夜間主コースにおける社会人特別選抜
- (3) 夜間主コースにおける編入学制度の導入
- (4) 夜間主コース選抜定員の見直し
- (5) 私費外国人留学生特別選抜
- (6) 帰国子女特別選抜
- (7) 中国引揚者等子女特別選抜
- (8) 入試日程の変更（分離・分割への移行）
- (9) 東京と大阪に試験場を設置
- (10) 入試広報業務の推進
- (11) 平成9年度からの入学者選抜方法の改革

6. 委員会機能の目的充足度

入学者選抜に関し、その基本方針の立案、調査研究を行うとする本委員会の設置目的は一応充足されていると思われる。

7. 機能発揮の障害要因とその打開策

入試業務の増加とともに入試関係委員会の回数が増え、委員会開催に支障を来す場合がある。年間予定表を作成して委員会を効率的に行うなどの努力を行っているが、さらに打開策を検討し

たい。

8. 意見・批判吸収の機会ならびに組織

入学者選抜の適性、円滑な実施を期するため、次の委員会等を設置している。

調査書委員会

健康診断委員会

特別選抜委員会

志望理由書委員会

面接委員会

入学試験実施委員会

入学試験選抜方法研究委員会

9. 他諸機関との機能重複の有無とその調整方法

入試業務は公正に行われる必要があり、秘密を保持するためにも委員会はできるだけ独立していなければならない。したがって、入試委員会は他の諸機関・委員会とは機能重複が起こらないよう配慮しながら機能を果たしている。

ただし、入試に関し、調整の必要が生じた場合には（教務委員会、国際交流委員会等とは時々起こり得る。）その都度入試業務の統一を図るための連絡・調整等を行っている。

教育課程等検討委員会

1. 委員会発足の経緯

平成3年2月8日の大学審議会答申「大学教育の改善について」他を受けて、一般教育のカリキュラム編成等も含め、大学の制度全般を細かく規定してきた「大学設置規準」が大幅に改正された（同年7月1日施行）。この改正によって、従来の一般教育科目、専門教育科目等の区分に関する規定が廃止され、各大学で独自に教育課程等を編成することが可能となったが、本学においてもカリキュラムを含めた教育課程全般を見直す必要があるかどうか、あるとすればどのような改革が妥当かについての検討が急務とされた。

平成4年9月、本学における一般教育科目等を中心とした教育課程全般の見直し、一般教育と専門教育のありかた、当面する問題点の整理、教育課程及び教官組織の再編案の検討等の作業を進めるため、新長期構想委員会に一般教育問題検討部会が設けられた。

平成5年4月、この部会の任務を引き継ぐ形で、独立した委員会として教育課程等検討委員会（以下「本委員会」という。）が設置され、今日に至っている（本報告書は、本委員会の平成6年10月末現在の活動状況を前提にしている。）

2. 委員会設置時の目的と理念

本委員会設置時の目的は、1. にも記したように本学における一般教育科目等を中心とした教育課程全般の見直し、一般教育と専門教育のあり方、当面する問題点の整理、教育課程及び教官組織の再編案の検討等を行い、原案を作成することである。その際、本学の教育目標を充分考慮に入れる必要があり、そのために学内のコンセンサスを図りながら慎重に検討作業を進めることを、さしあたってその基本理念とした。

3. 委員会の機能

本委員会は、全国的な大学改革の流れを踏まえ、本学の過去の教育の実績を振り返ると同時に、本学の教育理念に沿った教育課程を構想し、一定期間内に教官組織の改革案を含めた改編の原案を作成して教授会に提出しなければならない。本委員会には、それに向け、事務当局と連携を保ちつつ、情報の収集、慎重な検討、学内的な意見の聴取、将来を展望した改編案の作成といった

機能を果たすことが期待されている。

4. 委員の構成

本委員会の構成は以下のとおりである。

学生部長

各学科・系から学長が指名した委員 計 10名

専門4学科 各1名

言語センター 1名

商業教員養成課程 1名

一般教育等 4名

5. 委員会の今までの主たる業績

約1年半にわたる献身的な検討作業の結果一応の成案を得たので、平成6年3月、「本学における教育課程等の再編について」と題する報告書にまとめた。それを各学科に提示して意見を聞き、若干の修正を加えた上、平成6年5月11日の教授会に提案した。教授会では、種々活発な意見が出され、承認にまで至らず、一旦差戻しの形となった。

その後、平成9年度学科別入試導入の検討が始められたので、それをも念頭に入れ、平成6年11月現在、改編案の手直し作業を進めているところである。

6. 委員会機能の目的充足度

本委員会に期待されている上記の機能は、ほぼ充足されていると思われる。ただ、平成6年5月教授会提出の原案が承認にまで至らなかった原因の一つに、教授会構成員に原案の趣旨が必ずしも十分に理解されなかった面があったことが考えられる。

7. 機能発揮の障害要因とその打開策

6. に指摘したように、原案の趣旨が必ずしも理解されていない面があると思われるので、

さらに説得力ある理論付け、趣旨説明の徹底、原案のしかるべき見直し等、理解を得るための方策が必要であろう。

8. 意見・批判吸収の機会ならびに組織

本委員会での審議にあたり、学内の意見・批判を吸収するために、以下のような機会を設定した。

- ・学内公聴会の開催 平成5年9月21日
- ・各学科系への検討依頼 平成6年3月2日から同年4月15日まで

9. 他諸機関との機能重複の有無とその調整方法

教育課程ならびに教官組織の改編は、本学の教育理念や本学の将来構想と密接に関連する。他諸機関との機能重複が予想されたので、本委員会では以下のような調整方法をとった。

- ・本学の教育理念との関係

教育課程と本学の教育理念との整合性を図るため、拡大将来構想委員会（将来構想委員会・部局長会議）に将来に向けた本学の教育のありかた、将来構想について検討を依頼（平成5年8月16日開催）、さらに、将来構想委員会で具体的な本学の学部や大学院の教育理念に関して審議を継続（平成6年5月13日、5月27日、7月4日、7月14日、10月19日開催）。本委員会では、これらの議論を踏まえ、学内における総合計画との間に矛盾なきを期した。

- ・大学院教育との関係

教官組織の改革は、大学院教育、特にそのカリキュラムの変更を伴うので、大学院コース・教務合同委員会において、教育課程及び教官組織の改編についてその考え方を説明し意見を聴取（平成5年9月21日開催）、さらに具体的な作業を開始するため平成6年10月26日開催の研究科委員会において検討を依頼。

- ・入試制度との関係

入試委員会や平成9年度入学者選抜に係る専門委員会での審議状況を考慮に入れ、特に学科別入試との整合性を保つよう教育課程改編案の見直しを図りつつある。